

■ 本制度の目的

- ・ 国土交通省や建設業界団体の「建設産業の担い手の確保と育成」の方針に沿って実施します。
- ・ 協力会社様の職長クラスの中で優秀な人材を顕彰することにより、協力会社様の人材育成を支援します。
- ・ 優良な職長を有する優良な協力会社様と良好な関係を築き、共存共栄を目指します。

表1 報奨金受け取りに必要な要件

項目の口にチェック「✓」をつけてご確認ください。

	ア. 資格要件	イ. 基礎的要件	ウ. 施工参加要件	エ. 報奨金
優良技能者	<input type="checkbox"/> 登録基幹技能者であること <input type="checkbox"/> 5年毎の更新を行うこと	<所属(又は申請者自身が経営)する企業> <input type="checkbox"/> 反社会勢力(暴力団等)との関係なし <input type="checkbox"/> 当社災防協に加入 ※二次以下の企業は一次企業の推薦が必要です ※三次企業は、一次企業が専門業種(自動制御・消火・医療ガスなど)の場合のみ対象です。 <申請者本人> <input type="checkbox"/> 適切な社会保険に加入済み <input type="checkbox"/> 禁錮以上の受刑歴なし(過去3年間) <input type="checkbox"/> 労災事故なし(過去3年間) <input type="checkbox"/> 品質事故なし(過去3年間) <input type="checkbox"/> 反社会勢力との関係なし <input type="checkbox"/> 上記企業に勤続(又は経営)3年以上 <input type="checkbox"/> 1954(昭和29)年4月1日以降生まれ(2019年度募集分) ※建設キャリアアップシステム登録については、後日ご案内をいたします	<input type="checkbox"/> 入場日数が1か年度で100日以上(連続した2か年度合計で100日以上でも可) 技能者、職長又は職長兼経営者※として おおむね8時間入場した日数が対象です。 管理者としての短時間の入場は対象外です。 ※一人親方や小規模企業の場合	<input type="checkbox"/> 入場1日あたり1,000円 <input type="checkbox"/> 年間上限20万円
	【予定】(仮称)マイスター認定	上記ア、イ、ウの要件を満たす優良技能者の方の中から選定予定選定条件等は未定です		

■ 手続きと必要書類 (新規応募の場合)

- ・ 申請は、一次協力企業様に、上記のア資格要件・イ基礎的要件を満たす、①自社の技能者又は②配下の協力企業に所属する(一人親方を含む)技能者を推薦していただくことにより行います。

- ・ 新規申請は通年受け付けています。(入場日数のカウントは申請書を提出された月の初日からです)

- ・ 申請時に必要な書類
  - (1) 登録基幹技能者講習修了証コピー
  - (2) 社会保険加入を証明する証憑類のコピー
  - (3) 申請書(様式A)

6月までの申請の場合、4・5月分も加算しますのでお早めに

- ・ 手続きの詳細は、「申請書(様式A)記入例」の裏面に記載しています。「申請書(様式A)」は、当社支店又は当社ホームページより入手して下さい。

当社ホームページアドレス  
<http://skk.jp/>  
 (新着トピックスに掲載)

お問い合わせ